

2025.06.26

相続税対策 ブラックジョーク集②

Q

お客様からのご質問

私は中小企業の経営者です。

前回の連載では、先生から「ブラックジョーク集」という面白い切り口で相続税対策を教えてくださいました。もし続編があれば、ぜひご紹介いただけませんか。

A

キド先生からの回答

それではブラックジョーク集の続きをご紹介します。

「孫の笑顔」が節税につながる！？

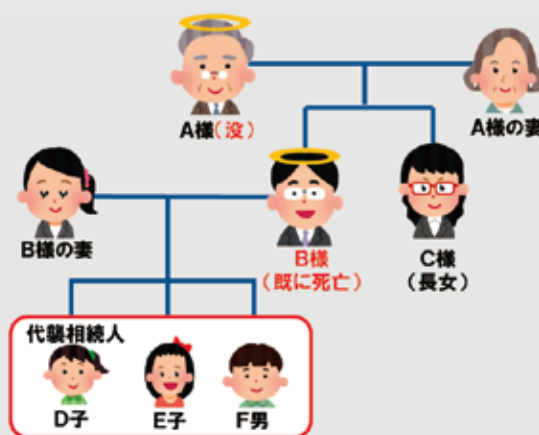
⇒このジョークは代襲相続人に関するものです。

民法第901条の規定により、「代襲相続」が認められています。これは、本来の相続人（たとえば子）が被相続人（親）の相続開始前に亡くなっている場合、その子（つまり孫）が代わって相続権を引き継ぐ制度です。

たとえば、被相続人 A 様の相続人である B 様（子）がすでに亡くなっており、B 様に3人の子（A 様からみて孫:D子、E子、F男）がいる場合、B 様が本来相続するはずだった財産は、D子・E子・F男の3人がそれぞれ1/3ずつ代襲相続することになります。

さらに注目すべき点は、相続税の基礎控除額は「法定相続人の人数」によって決まるということです。持分の割合ではなく、「人数」が基準になります。

つまり、代襲相続が発生することで相続人の人数が増えれば、その分、基礎控除額も増加し、結果として相続税の税負担が軽減されます。



キド先生からのコメント

孫が多いと相続が揉める……という話も聞きますが、制度上は「人数が多いほど控除が増える」という現実的なメリットもあります。「かわいい孫のため」と思えば、笑顔と節税、どちらも手に入るかもしれませんね。

